

監事監査報告書

令和 8 年 5 月 26 日

学校法人 神奈川大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 神奈川大学
常任監事 鳥 井 幸 雄 ⑩

監 事 野 島 透 ⑩

監 事 花 嶋 とみ子 ⑩

当職らは、私立学校法（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 52 条第 1 項第 1 号並びに学校法人神奈川大学寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、学校法人神奈川大学（以下、「本法人」という。）の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当職らは監査にあたり、理事長、学長、理事、職員等（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。

さらに、理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築に努めているか並びにその体制の運用状況について、役職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べた。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行わ

れていることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第 37 条第 1 項)を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けた。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行については指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上